

《 今年の年末調整はココに注意 !! 》

生命保険料控除が改組され、従来の保険料控除の他に、介護医療保険料控除が設けられました。控除額は下記のとおりです。

① H24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）に係る控除額

- ・ 20,000 円 以下 支払保険料の全額
- ・ 20,001 円 ～ 40,000 円 支払保険料 × 1/2+10,000 円
- ・ 40,001 円 ～ 80,000 円 支払保険料 × 1/4+20,000 円
- ・ 80,001 円 以上 一律 40,000 円

② H23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）に係る控除額（従前控除額適用）

- ・ 25,000 円 以下 支払保険料の全額
- ・ 25,001 円 ～ 50,000 円 支払保険料 × 1/2+12,500 円
- ・ 50,001 円 ～ 100,000 円 支払保険料 × 1/4+25,000 円
- ・ 100,001 円 以上 一律 50,000 円

③ 新旧の両方について保険料控除の適用を受け
ける場合の控除額（①と②の合計）

* * 合計適用限度額は12万円 !! * *